議事要旨(6) 平成 22 年度税制改正に伴う検討について

冒頭、逆瀬副委員長より、平成 22 年度税制改正によって、連結納税開始・加入時の単体欠損金の持込制限の緩和（特定連結欠損金の導入）などのグループ法人税の整備が盛り込まれる見込みであることを踏まえ、当該改正に対応するよう、過去に公表した実務対応報告（実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 1)」等）の見直しを検討している旨の説明があった。引き続き市原専門研究員より内容について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

（連結欠損金個別帰属額について）

- ある委員より、連結欠損金損金算入限度超過額が「特定連結欠損金の額」と「特定連結欠損金以外の連結欠損金の額」を区別せずに算定していることに関連し、連結欠損金個別帰属額の計算方法についての確認があった。これに対して事務局からは、特定連結欠損金を含んだ連結欠損金の割当ての順序が回収可能性判定プロセスに関連するものの、その具体的順序は施行令や通達で定められるものと考えられ、現時点ではまだその詳細が明らかになっていないため、通達などの内容が判明し次第、改めて説明したい旨の回答があった。

（検討対象となる企業について）

- ある委員より、特定連結欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性を平成 22 年 3 月期の決算から検討しなければならない場合があり得るのか、あるとすれば今回の検討による実務対応報告の見直しが終わらない中で回収可能性をどのように考えるべきかという質問があった。これに対して事務局からは、特定連結子法人の要件に該当するという前提によってそうした場合は多くはないと考えられないものの、あり得るとした上で、その場合には現行の税効果会計の原則的な考え方に則って判断をすることになる旨の回答があった。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。